

変更概要

東武練馬駅南口周辺地区地区計画					
事項		旧	新	摘要	
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	駅前商業地区 約 1.2 h a	駅前商業地区 約 1.2 h a	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備
		名称 面積	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号、第 6 項および第 9 項に掲げる建築物は建築してはならない。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号および第 2 号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 45 号）による改正前の風営法第 2 条第 1 項第 3 号に相当するものに限る。）第 6 項ならびに第 9 項に規定する営業に供する建築物は建築してはならない。	